

学校教育法施行細則等の一部を改正する規則（案）の概要

1 改正理由

学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）により、平成28年4月1日から新たな学校の種類として「義務教育学校」の制度が設けられることとなったことに伴い、標記規則の一部を改正するものである。

【法概要】

学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校を、新たな学校の種類として制度化したもの（平成28年4月1日施行）

2 改正内容

① 学校教育法施行細則

- ・義務教育学校に係る学級編制の届出等の手続きを定める。

② 愛媛県県立学校管理規則

- ・中等教育学校の入学資格に義務教育学校の前期課程の修了者を加える。

③ 愛媛県教育職員の免許に関する規則

- ・免許状更新講習の対象者等に義務教育学校を加える。

④ 愛媛県奨学資金貸与条例施行規則

- ・奨学生に出願できる者に義務教育学校の生徒を加える。

⑤ 愛媛県教育委員会事務局組織規則

- ・義務教育課の所掌事務に義務教育学校に係る事務を加える。

⑥ 愛媛県美術館管理規則

- ・利用料金減免対象及び料金区分に、義務教育学校の児童及び生徒を加える。

3 施行期日

平成28年4月1日

議案第13号

学校教育法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

平成28年3月24日提出

愛媛県教育委員会教育長 井上 正

学校教育法施行細則等の一部を改正する規則

(学校教育法施行細則の一部改正)

第1条 学校教育法施行細則(昭和31年愛媛県教育委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置の認可申請又は届出手続)</p> <p>第4条 法第4条若しくは第4条の2又は令第23条若しくは第25条の規定により学校又は分校の設置の認可申請又は届出をしようとするときは、規則第3条又は第7条に規定する書類のほか、次の書類を添えて県委員会に申請し、又は届け出なければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 様式第4号による<u>学年別児童生徒学級数及び通学範囲</u>についての見込調査</p> <p>(6)～(11) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第25条 省略</p> <p>第3章の2 <u>義務教育学校</u></p> <p>(準用条文)</p>	<p>(設置の認可申請又は届出手続)</p> <p>第4条 法第4条若しくは第4条の2又は令第23条若しくは第25条の規定により学校又は分校の設置の認可申請又は届出をしようとするときは、規則第3条又は第7条に規定する書類のほか、次の書類を添えて県委員会に申請し、又は届け出なければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 様式第4号による<u>学級編制表及び通学範囲の見込調査</u></p> <p>(6)～(11) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第25条 省略</p>

第25条の2 第15条及び第24条の規定は、義務教育学校に、これを準用する。

様式第4号(第4条関係) 学年別児童生徒学級数及び通学範囲についての見込調査

学年別児童生徒学級数及び通学範囲についての見込調査

省略

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 様式の内容は、学校の種類に従い適宜変更すること。

様式第5号(第15条関係) 小・中学校学級編制表

省略

省略

- 注 1・2 省略
 3 小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)及び中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)は、それぞれ別紙とすること。

4 省略

(愛媛県立学校管理規則の一部改正)

第2条 愛媛県立学校管理規則(昭和31年愛媛県教育委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(中等教育学校の入学及び編入学) 第48条の3 中等教育学校に入学することのできる者は、小学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は義務教育学校の前期課程を修了した者とする。	(中等教育学校の入学及び編入学) 第48条の3 中等教育学校に入学することのできる者は、小学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
2 省略 (中等教育学校の前期課程の転学及び退学)	2 省略 (中等教育学校の前期課程の転学及び退学)

様式第4号

学年別児童学級数及び通学範囲についての見込調査

省略

様式第5号(第15条関係) 小・中学校学級編制表

省略

省略

- 注 1・2 省略
 3 小・中学校

紙とすること。

4 省略

様式第17号 (第13条関係) 免許教科以外の教科を担当する許可申請書 省略 省略	様式第17号 (第13条関係) 免許教科以外の教科を担当する許可申請書 省略 省略
注 1 この申請書は、2通 (市町立中学校及び義務教育学校) にあつては、3通) 提出すること。 2 省略	注 1 この申請書は、2通 (市町立中学校) _____ にあつては、3通) 提出すること。 2 省略
様式第18号 (第13条関係) 調書 省略 省略	様式第18号 (第13条関係) 調書 省略 省略
注 1 この調書は、1通 (市町立中学校及び義務教育学校) にあつては、2通) 提出すること。 2 省略	注 1 この調書は、1通 (市町立中学校) _____ にあつては、2通) 提出すること。 2 省略

様式第17号 (第13条関係) 免許教科以外の教科を担当する許可申請書 省略 省略	様式第17号 (第13条関係) 免許教科以外の教科を担当する許可申請書 省略 省略
注 1 この申請書は、2通 (市町立中学校) _____ にあつては、3通) 提出すること。 2 省略	注 1 この申請書は、2通 (市町立中学校) _____ にあつては、3通) 提出すること。 2 省略
様式第18号 (第13条関係) 調書 省略 省略	様式第18号 (第13条関係) 調書 省略 省略
注 1 この調書は、1通 (市町立中学校) _____ にあつては、2通) 提出すること。 2 省略	注 1 この調書は、1通 (市町立中学校) _____ にあつては、2通) 提出すること。 2 省略

第4条 愛媛県奨学資金貸与条例施行規則 (昭和37年愛媛県教育委員会規則第10号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改正後	改正前
(奨学生の出願手続)	(奨学生の出願手続)	(奨学生の出願手続)
第4条 奨学生になろうとする者は、保護者又は保護者であつた者と連署した愛媛県奨学生願書 (第1号様式) に、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる学校の長が作成した愛媛県奨学生推薦調書 (第2号様式) を添えて、教育長が指定する期日までに、教育委員会に願出しなければならない。	第4条 奨学生になろうとする者は、保護者又は保護者であつた者と連署した愛媛県奨学生願書 (第1号様式) に、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる学校の長が作成した愛媛県奨学生推薦調書 (第2号様式) を添えて、教育長が指定する期日までに、教育委員会に願出なければならない。	第4条 奨学生になろうとする者は、保護者又は保護者であつた者と連署した愛媛県奨学生願書 (第1号様式) に、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる学校の長が作成した愛媛県奨学生推薦調書 (第2号様式) を添えて、教育長が指定する期日までに、教育委員会に願出なければならない。
(1) 中学校 (義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。) の最高学年に在学し、高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程に進学を希望する者 在学する学校の長	(1) 中学校 (義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。) の最高学年に在学し、高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程に進学を希望する者 在学する学校の長	(1) 中学校 (_____ 中等教育学校の前期課程を含む。) の最高学年に在学し、高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程に進学を希望する者 在学する学校の長

(以下「学校長」という。)

(2) 省略

(以下「学校長」という。)

(2) 省略

(愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第5条 愛媛県教育委員会事務局組織規則（平成元年愛媛県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の規定を掲げる欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改正後	改正前
	(各課及び室の所掌事務)	(各課及び室の所掌事務)
第3条	各課及び室の所掌事務は、次のとおりとする。	各課及び室の所掌事務は、次のとおりとする。
省略	省略	省略
義務教育課	義務教育課	義務教育課
(1)	小学校、中学校及び義務教育学校の予算に関すること。	小、中学校の予算に関すること。
(2)	小学校、中学校及び義務教育学校の教職員の定数、人事及び諸給与に関すること。	小、中学校教職員の定数、人事及び諸給与に関すること。
(3)	小学校、中学校及び義務教育学校の教職員の組織する職員団体にすること。	小、中学校教職員の組織する職員団体にすること。
(4)～(6)	省略	省略
(7)	小学校、中学校及び義務教育学校の学級編制又は変更に関すること。	小、中学校の学級編制又は変更に関すること。
(8)	小学校、中学校及び義務教育学校の教職員の研修並びに助言及び指導に関すること。	小、中学校教職員の研修並びに助言及び指導に関すること。
(9)	小学校、中学校及び義務教育学校の教育課程、学習指導その他の指導に関すること。	小、中学校の教育課程、学習指導その他の指導に関すること。
(10)	小学校、中学校及び義務教育学校の教科書その他教材に関すること。	小、中学校の教科書その他教材に関すること。
(11)・(12)	省略	省略
(13)	地教法第27条の5の規定に対する助言及び援助	地教法第27条の5の規定による求めに対する助言及び援助

に關すること（小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程における第9号に規定する教育課程、学習指導その他の指導並びに第12号の事務に關すること（他の主管に屬するものを除く。）に限る。）。

省略

に關すること（小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程における第9号に規定する教育課程、学習指導その他の指導並びに第12号の事務に關すること（他の主管に屬するものを除く。）に限る。）。

省略

（愛媛県美術館管理規則の一部改正）

第6条 愛媛県美術館管理規則（平成12年愛媛県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改正後	改正前																		
	<p>（観覧料の減免）</p> <p>第14条 教育委員会は、条例第4条の規定に基づき、次に掲げる者に対しては、観覧料を免除する。</p> <p>(1) 教育課程に基づく学習活動として、<u>展示室を観覧する県内の高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部の生徒及びその引率者並びに展示室を観覧する県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒の引率者</u></p> <p>(2)～(5) 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>別表（第13条関係）</p> <p>1 常設展観覧料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一般</th> <th>団体 (20人以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 15歳以上の者（<u>中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程</u>）</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	一般	団体 (20人以上)	1 省略			2 15歳以上の者（ <u>中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程</u> ）	省略		<p>（観覧料の減免）</p> <p>第14条 教育委員会は、条例第4条の規定に基づき、次に掲げる者に対しては、観覧料を免除する。</p> <p>(1) 教育課程に基づく学習活動として、<u>展示室を観覧する県内の高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校</u>の生徒及びその引率者</p> <p>(2)～(5) 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>別表（第13条関係）</p> <p>1 常設展観覧料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一般</th> <th>団体 (20人以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 15歳以上の者（<u>中学校及び中等教育学校の前期</u>）</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	一般	団体 (20人以上)	1 省略			2 15歳以上の者（ <u>中学校及び中等教育学校の前期</u> ）	省略	
区分	一般	団体 (20人以上)																		
1 省略																				
2 15歳以上の者（ <u>中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程</u> ）	省略																			
区分	一般	団体 (20人以上)																		
1 省略																				
2 15歳以上の者（ <u>中学校及び中等教育学校の前期</u> ）	省略																			

期課程及び特別支援学校の中学部の生徒並びに1に該当する者を除く。)	2・3 省略
-----------------------------------	--------

期課程_____の生徒並びに1に該当する者を除く。)	2・3 省略
----------------------------	--------

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

議案説明

学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）が施行されることに伴い、これらの規則の一部を改正しようとするものである。